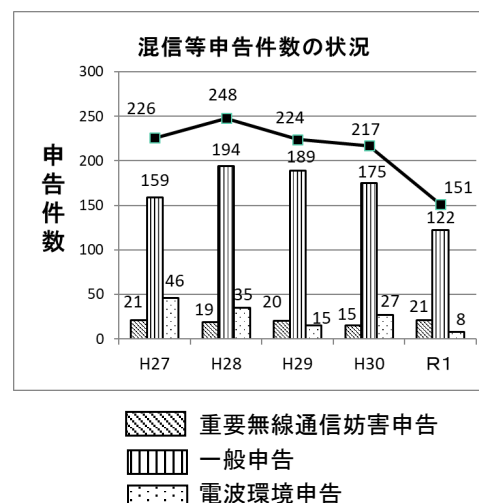


## 令和元年度 混信等申告及び不法無線局等の措置状況

令和元年度の混信等申告件数は151件であり、前年度と比べて約3割減少しました。

分類別では、重要無線通信妨害申告（携帯電話、海上関係、航空関係、消防・救急等の重要無線に対する混信妨害など）が21件、一般申告（各種業務用、アマチュア無線、不法CB等に関する混信妨害など）が122件、電波環境申告（電話機・音響機器への障害、電波が人体に与える影響などの相談）が8件でした。

これらの申告に加え、当局独自の電波監視の実施により、不法無線局等の確認とその排除等の措置をとっています。



## 1 電波法令違反に対する行政処分等の対応

## (1) アマチュア無線局の違反に対する対応

大型車両に設置されたアマチュア無線局の違反運用に関する申告が多く寄せられています。

電波監視により違反無線局の運用者の特定等に至った場合は、電波規正用無線局（※）による規正や文書による行政指導等を行っています。

なお、規正に速やかに応じない悪質な違反行為者に対しては、違反行為の軽重に応じて、無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止等の厳正な行政処分を行っています。

※電波規正用無線局：ルールを守らないで無線局を運用している者に対して、その無線局で使っている同じ周波数を使って直接通信を行い、ルールを守るよう連絡するために使う無線局

内 訳	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電波規正用無線局による規正	591回	956回	639回	1032回
文書による行政指導・処分	26件	41件	16件	6件

## ○主な違反の例

## ・目的外通信

業務用途の通信、音楽の送出

## ・使用区別違反

用途及び電波型式が定められた周波数において、それらに従わない運用（レピータ（中継局）を介さない直接通信、人工衛星を利用しない直接通信など）

- ・識別信号（コールサイン）不送出  
コールサインを送出せずに運用（無線局運用規則により、継続して送信するときでも、少なくとも10分に1回はコールサインを送出しなければならない。）
- ・無線局や無線従事者の免許範囲を超える出力での運用
- ・無許可での無線設備の変更

(2) 業務用無線局（各種業務、簡易無線）の違反に対する対応

電波監視により違反無線局の運用者の特定に至った場合は、文書等による行政指導や無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止等の行政処分を行っています。

内 訳	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
文書による行政指導・処分	3件	2件	3件	1件

○主な違反の例

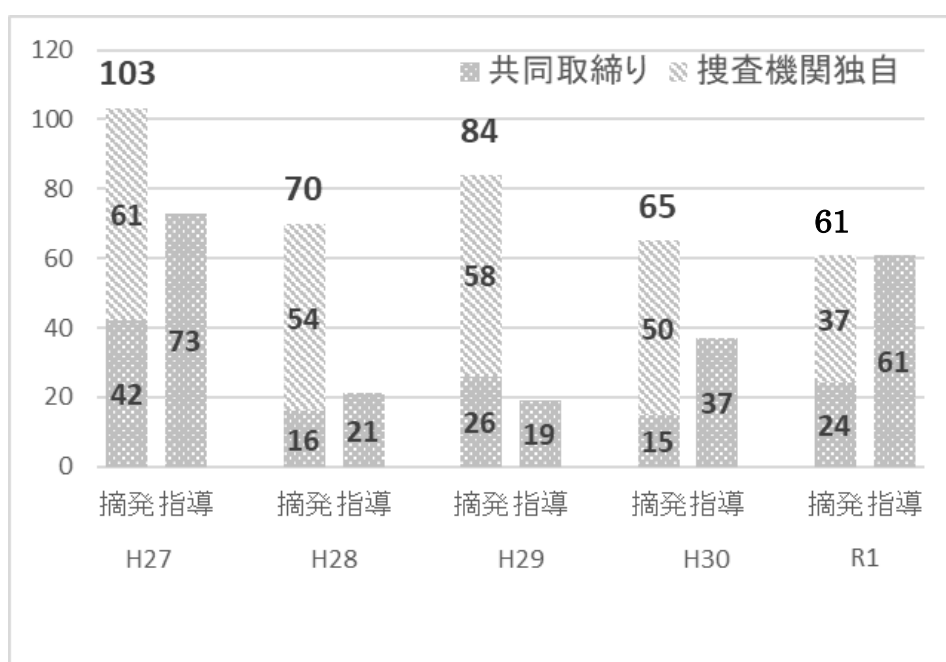
- ・無線局免許が、有効期間満了で失効したまま無線局を運用。

2 免許を受けずに開設している無線局の取締り

電波監視による発射源の探査に加え、捜査機関である警察署や海上保安部署と連携し、免許を受けず無線局を開設している電波法令違反者（不法無線局）の共同取締りを主要な路上や港湾で行っています。

また、捜査機関の独自取締りにより摘発された不法開設の疑いのある無線設備の囑託鑑定を行っています。

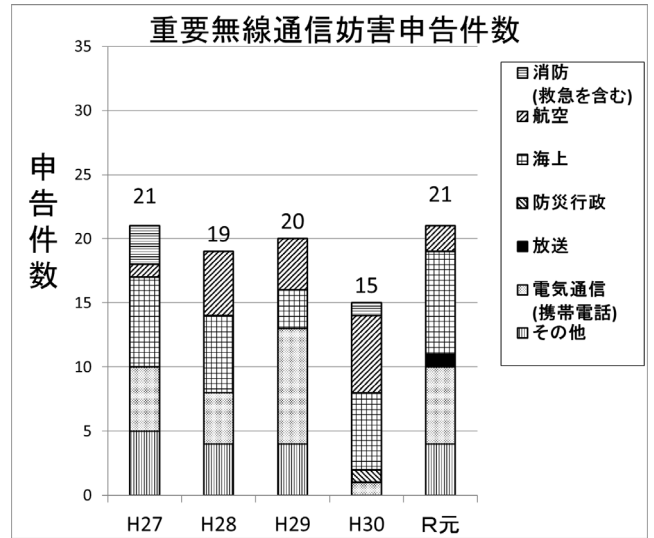
過去5年間の取締り状況は次のとおりです。



### 3 重要無線通信妨害への対策

#### (1) 重要無線通信妨害への迅速な対応

重要無線通信に対する混信妨害申告21件のうち、妨害源の特定に至った9件は、その原因者に対して措置指導を行うことにより解消しました。また、妨害源の特定に至る前に自然消滅した4件は、十分な確認の上で監視調査を終了しました。近年、海上から発射される遭難信号の方位測定依頼及び航空関係無線設備への混信妨害に関する申告の割合が高くなっています。



#### 【申告件数の内訳】

申告項目	H27	H28	H29	H30	R1
消防(救急を含む)	3	0	0	1	0
航空	1	5	4	6	2
海上	7	6	3	6	8
防災行政	0	0	0	1	0
放送	0	0	0	0	1
電気通信(携帯電話)	5	4	9	1	6
その他	3	4	4	0	4
合計	21	19	20	15	21

#### 【年度】

#### 【令和元年度対応結果】

妨害源特定	9件
自然消滅	4件
方位測定依頼	7件
調査継続	1件
合計	21件

## 「令和元年度に北海道内で発生した重要無線通信妨害の例」

(カッコ内は調査年月及び所在地)

### 事例1 衛星放送受信設備から携帯電話基地局への混信妨害 (令和2年3月札幌市)

携帯電話事業者から、携帯電話基地局が混信妨害を受けているとの申告を受け調査したところ、一般住宅に設置された家庭用テレビ受信用ブースターからの漏洩電波が原因と判明しました。



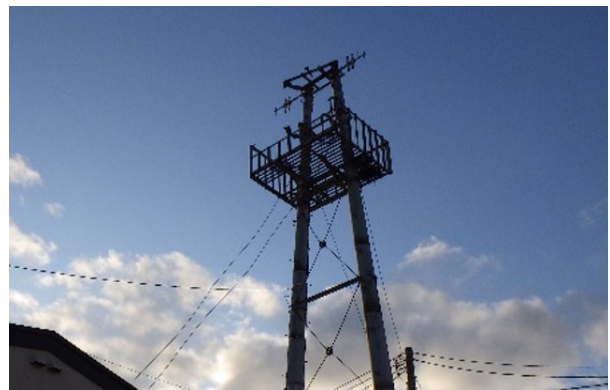
調査中の様子

### 事例2 テレビ受信ブースターから鉄道無線基地局への混信妨害 (令和元年11月長万部町)

鉄道用無線局に、雑音が入感するとの申告を受け調査したところ、一般住宅に設置された家庭用テレビアンテナとテレビ受信ブースターとを接続する同軸ケーブルの施工不良、テレビ受信ブースターの利得調整不良などによる異常発振が原因と判明しました。



受信ブースターが異常発振し妨害



妨害を受けた鉄道用無線基地局

## (2) 外国規格無線機への対応

令和元年度の電波監視により、インターネット通販などで購入された外国規格の無線機が国内の業務通信や私的通信に使用された多数の事例が確認されました。

外国規格無線機は、日本国内の無線通信に混信等を与えるおそれがあり、使用が認められていないことから、運用者に対して無線機を使用しないよう指導しています。

訪日外国人が家族や仲間同士の連絡手段に用いるケースもあることから、今後も空港やスキー場などの観光施設で周知活動を行うこととしています。

### 【外国規格無線機の指導状況】

指導内訳	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
外国規格無線機	28件	116局	10件	48局	5件	35局	4件	19局	2件	8局
(内訳)法人(国内)	18件	86局	5社	38局	1社	10局	1社	5局	0社	0局
個人	10件	30局	5名	10局	4名	25局	3名	14局	2名	8局